

日本の廃棄物処理に関する基本的な用語

日本の廃棄物処理で用いる用語のうち、基本的な用語の概念、解釈を以下に示す。

【ごみ処理】

1. ごみ処理

●人口（人）

令和 5 年 10 月 1 日現在である。

「計画収集人口」は、実際にごみの収集を行っている区域の人口である。

「計画収集人口」と「自家処理人口」の和が市町村の「総人口」となる。さらに、「総人口」は都道府県の統計課が令和 5 年 10 月 1 日付けで公表するために市町村に報告を求めた数値(住民基本台帳人口)である。

なお、外国人登録制度が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったため、平成 24 年度調査より外国人人口は総人口のうち数とした。

総人口＝計画収集人口＋自家処理人口

●ごみ総排出量（t）

ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

●1人1日当たりのごみ排出量（g人/日）

1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量／総人口／366

●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g人/日）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量／総人口／366

●1人1日当たりのごみ排出量〔生活系ごみ〕（g人/日）

1人1日当たりのごみ排出量〔生活系ごみ〕＝（生活系ごみの搬入量＋集団回収量）／総人口／366

●1人1日当たりのごみ排出量〔事業系ごみ〕（g人/日）

1人1日当たりのごみ排出量（事業系ごみ）＝事業系ごみの搬入量／総人口／366

●自家処理量（t）

自家処理量とは、計画収集区域内で、市区町村等により計画収集される以外の家庭系一般廃棄物で、ごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、または自ら処分しているものをいい、一部の市区町村では計画収集量、計画収集人口、自家処理人口を勘案して推定している。

●ごみ処理量（t）

＝直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量

●減量処理率（％）

＝（直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量）／ごみ処理量×100

●中間処理後再生利用量（t）

＝（焼却施設＋粗大ごみ処理施設＋ごみ堆肥化施設＋ごみ飼料化施設＋メタン化施設＋ごみ燃料化施設＋その他の資源化等を行う施設＋その他の施設）における再生利用量

●リサイクル率 R（％）

＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

●リサイクル率 R'（％）

＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量〔固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除く〕＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

●最終処分量（t）

＝直接最終処分量＋焼却残渣量＋処理残渣量

2. ごみ搬入量の状況

●ごみ搬入量

生活系ごみ収集、事業系ごみ収集、直接搬入別の搬入量と、ごみ種毎（収集区分）に収集形態（直営、委託業者、許可業者）別の収集・搬入量及び自家処理量を集計している。

ごみ搬入量=生活系ごみ収集量+事業系ごみ収集量+直接搬入量

ここでいう収集区分は、次のものをいう。（以下、同様）

混合ごみ：可燃または不燃を問わずに収集されるもの

可燃ごみ：焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるもの

不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する、または最終処分することを目的として収集されるもの

資源ごみ：再資源化することを目的とし収集されるもの

その他のごみ：有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの

粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの

●家電4品目収集量（ごみ搬入量の外数である。）

家電4品目は家電リサイクル法に基づくリサイクルルートで処理されたもの（不法投棄分を含む）である。搬入台数は把握しているが、重量は把握していない場合、以下の家電4品目別単位重量（環境省リサイクル推進室定義）を用いて、搬入台数×単位重量から算出している。

エアコン	40kg/台
テレビ（ブラウン管式）	23kg/台
テレビ（液晶・プラズマ式）	16kg/台
冷蔵庫・冷凍庫	62kg/台
洗濯機・衣類乾燥機	41kg/台

3. 施設区分別搬入量内訳

ごみ処理施設別（焼却施設、粗大ごみ処理施設、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設、その他の資源化等を行う施設、その他の施設、直接資源化、直接埋立）、収集ごみと直接搬入ごみ別、ごみ種別（収集区分）に集計している。

4. ごみ処理の状況

●処理量合計（t）

処理量合計=直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量

●焼却処理量（t）

焼却処理量合計=直接焼却量+焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量

●最終処分量（t）

最終処分量=直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量

5. ごみ資源化量の内訳

●資源化量（t）

資源化量=直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量

それぞれの量について、資源化物・資源回収物別内訳を（01）：紙類（02、03を除く）、（02）：紙パック、（03）：紙製容器包装、（04）：金属類、（05）：ガラス類、（06）：ペットボトル、（07）：白色トレイ、（08）：容器包装プラスチック（07を除く）、（09）：製品プラスチック、（10）：その他プラスチック類、（11）：布類、（12）：肥料、（13）：飼料、（14）：溶融スラグ、（15）：固形燃料（RDF、RPF）（16）：燃料（15を除く）、（17）：焼却灰・飛灰のセメント原料化、（18）：セメント工場へ直接投入、（19）：飛灰の山元還元、（20）：廃食用油、（21）：その他 に区分して示している。

6. ごみ資源化施設の内訳

焼却施設処理に伴う資源化、粗大ごみ処理施設処理に伴う資源化、ごみ堆肥化施設処理に伴う資源化、ごみ飼料化施設処理に伴う資源化、メタン化施設処理に伴う資源化、ごみ燃料化施設処理に伴う資源化、その他の資源化等を行う施設処理に伴う資源化毎に、資源化物・資源回収物別内訳を集計している。

それぞれの量について、資源化物・資源回収物別内訳を(01):紙類(02、03を除く)、(02):紙パック、(03):紙製容器包装、(04):金属類、(05):ガラス類、(06):ペットボトル、(07):白色トレイ、(08):容器包装プラスチック(07を除く)、(09):製品プラスチック、(10):その他プラスチック類、(11):布類、(12):肥料、(13):飼料、(14):溶融スラグ、(15):固形燃料(RDF,RPF)(16):燃料(15を除く)、(17):焼却灰・飛灰のセメント原料化、(18):セメント工場へ直接投入、(19):飛灰の山元還元、(20):廃食用油、(21):その他に区分して示している。

【ごみ処理体制】

1. 収集運搬・収集回数

●収集運搬

ごみの種類別に収集運搬(直営(市区町村または事務組合)、委託業者、許可業者)を集計している。

●収集回数

平均的な収集回数を示しており、地区により収集回数異なる場合は収集人口が最も多い地区の収集回数である。

●収集方式

収集方式の併用とは当該市区町村において地域毎で収集方式異なる方式をいう。集計結果では、該当方式を表示している。

2. 分別数と中間処理・最終処分の処理形態

●ごみの分別数

それぞれの市区町村において分別収集している数であり、令和5年度末現在の状況である。

●中間処理、最終処分の処理形態

ごみの種類別に中間処理、最終処分の処理形態(直営(市区町村または事務組合)、委託業者、許可業者)を集計している。

3. 手数料の状況

●手数料

生活系ごみ及び事業系ごみについて、ごみの種類別で収集運搬及び直接搬入ごみに係る手数料の徴収状況、徴収方法について集計している。

手数料徴収状況は、①有料、②無料、③一部有料と区分し、有料または一部有料の場合は、①従量制、②回数制、③定額制、④多量の場合のみ徴収と区分している。

2つ以上該当する場合には、最も割合の大きいもの又は最も適当と思われるものの選択としている。

【し尿処理】

1. し尿の非水洗化人口と水洗化人口及びし尿収集体制の状況

●人口

「総人口」は都道府県の統計課が令和5年10月1日付けで公表するために市町村に報告を求めた数値(住民基本台帳人口)である。なお、外国人登録制度が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったため、平成24年度調査より外国人人口は総人口のうち数とした。

計画処理区域内人口とは総人口と同一で、非水洗化人口(計画収集人口及び自家処理人口)

と水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、集落排水施設等人口及び浄化槽人口）に分かれる。

公共下水道とは、水洗便所から公共下水道に放流するものをいう。コミュニティプラントとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項により定められた「市区町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市区町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理するものをいう。また、浄化槽とは、水洗便所から浄化槽を経て放流するものをいう。

計画処理区域内人口＝非水洗化人口＋水洗化人口

非水洗化人口＝計画収集人口＋自家処理人口

水洗化人口＝公共下水道人口＋コミュニティプラント人口＋集落排水施設等人口＋浄化槽人口

●手数料

汲み取りし尿の手数料の徴収状況について集計している。

徴収方法は、①従量制・回数制、②定額制（人頭制、世帯制）、③無料と区分している。2 つ以上該当する場合には、最も割合の大きいものを選択としている。

2. し尿処理の状況

●し尿の処理量及びその内訳

し尿処理量＝し尿処理施設し尿処理量＋下水道投入し尿量＋農地還元し尿量
＋その他処分し尿量

浄化槽汚泥処理量＝し尿処理施設浄化槽汚泥処理量＋下水道投入浄化槽汚泥量
＋農地還元浄化槽汚泥量＋その他処分浄化槽汚泥量

内訳項目は、次のとおりである。

- ①し尿処理施設とは、嫌気性消化処理、化学処理、好気性処理及び湿式酸化処理方式等により処理するものをいい、ごみのコンポスト化施設において、ごみ処理と併せて処理する場合を含む。
- ②下水道投入とは、終末処理場のある下水道に圧送又は投入するものをいう。
- ③農地還元とは、収集したし尿又は浄化槽汚泥を農地に還元するもので、現実に肥料として使用しているものをいう。
- ④その他とは、山林、原野への浸透、砂地埋没等、①～③以外の方法により処分するものをいう。

●自家処理量

自家処理量とは計画収集区域内で市区町村等により収集されていないし尿または浄化槽汚泥を自家肥料として用いるか、直接農家等に依頼して処分し、または自ら処分しているものをいい、一部の市区町村では計画収集量、計画収集人口、自家処理人口を勘案して推計している。

【経費】

1. 廃棄物処理事業経費

令和 5 年度の決算額又は決算見込み額（ただし、起債償還額に係るものは除外）で示している。単位は千円である。

●歳入

令和 5 年度の決算額又は決算見込み額であり、特定財源とは、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、使用料及び手数料等である。使用料とはごみ焼却施設にごみを搬入する場合等に徴収するもの、手数料とは廃棄物処理法第 6 条に基づき徴収しているものをいう。市町村分担金とは、廃棄物処理に関して構成市区町村が当該の事務組合に支払われた負担金をいい、市区町村の歳出として再計上されているため、小計には計上していない。

●歳出

主な歳出経費は次のとおりである。なお、ごみ、し尿の処理に直接係わらない管理部門の経費は職員数等によってごみ、し尿に按分している。

- ①建設・改良費は、一般廃棄物処理施設の整備（修繕費は含まず、災害復旧費は含む）に係る経費（工事雑費、事務費を含む）をいう。
- ②工事費のうちのその他とは、中継施設、清掃事務所の整備に係る経費をいう。
- ③調査費とは、建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費をいう。
- ④組合分担金とは、廃棄物処理に関して構成市区町村が当該の事務組合に支払う負担金をいう。この分については、事務組合の欄でそれぞれの費目として再計上されているので重複している。従って、純然たる廃棄物処理経費合計を把握する場合には、この分を控除する必要があるので、小計には計上していない。
- ⑤人件費とは、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償費など職員に係る経費をいう。人件費の内訳については、【人員・機材等】における一般職、技能職（収集運搬、中間処理、最終処分別の廃棄物処理従事職員毎の人件費である）。
- ⑥収集運搬費とは、人件費を除く収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る経費をいう。粗大ごみ収集、年末年始対策費等も含む。
- ⑦中間処理費とは、人件費を除く処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の中間処理に係る経費をいう。
- ⑧最終処分費とは、人件費を除く埋立地の維持管理費など最終処分に係る経費をいう。
- ⑨車輛等購入費とは、収集運搬、最終処分に係る収集運搬車輛等の購入経費をいう。
- ⑩委託費とは、施設運転の委託、収集運搬の委託など廃棄物処理に関して市区町村間、市区町村とその市区町村が構成員になっていない事務組合、または、業者間において委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- ⑪処理及び維持管理費のうちのその他とは、廃棄物に関する調査研究費（建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く）をいう。
- ⑫その他とは第三セクターへの拠出金等、他の項目に属さない経費をいう。

【人員・機材等】

1. 廃棄物処理事業従事職員

●廃棄物処理従事職員

市区町村及び事務組合の職員（委託業者は除く）で廃棄物処理行政に従事している令和 5 年度末現在の職員数で、一般職を事務系と技術系に、また、技能職を収集運搬、中間処理、最終処分、その他の職種に分けて表示している。

技能職の同一職員が複数の職種を兼務している場合は、各部門別の処理及び維持管理費の歳出割合で職員数を按分している。

2. 収集運搬機材の状況

●ごみ収集運搬機材

市区町村の計画処理区域内から排出されるごみを処理するために使用される令和 5 年度末現在の直営分、委託業者及び許可業者分の合計台数である。収集車とは、処理施設まで運搬する車両のことをいい、運搬車とはごみを積替えて処理施設まで運搬するための車両、残渣等を運搬するための車両のことをいう。

●し尿収集運搬機材

市区町村の計画処理区域内から排出されるし尿を処理するために使用される令和 5 年度末現在の直営分、委託業者及び許可業者分の合計台数である。バキューム車とは、各家庭等からし尿を収集し、処理施設まで運搬するための車両のことをいう。汚泥濃縮・脱水車、また、し尿を積替えて処理施設まで運搬するための車両等はその他に表示している。

3. 委託・許可件数

●委託・許可件数

令和 5 年度末現在での委託業者件数、許可業者件数である。

4. 処理業者数と従業員数

●一般廃棄物処理業者等

業者は当該市区町村で主たる事務所を置く委託・許可業者についてごみあるいはし尿の処理を行っているもの及び浄化槽清掃業者をいい、従業員数が同一人で兼務している場合は従事割合で按分している。

5. 組合状況

組合毎の事業概要、構成市町村を表示している。

施設整備状況について

①焼却施設

・年間処理量

当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその量を含む）。

・資源化量

資源化量とは主に焼却灰から回収された金属、骨材等で利用されたスラグの数量のことをいう。また、ガス化熔融施設等での燃料ガスの回収量も計上している。

・焼却対象廃棄物

「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「混合（未分別）ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「ごみ処理残渣」、「固形化燃料」、「し尿処理残渣」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。なお、処理残渣とは粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。

・施設の種類の

「焼却」、「ガス化熔融・改質」、「炭化」、「その他」から選択している。

・処理方式

「ストーカ式（可動）」、「回転式」、「流動床式」、「固定床式」、「シャフト式」、「その他」から選択している。

・炉型式

「全連続運転」、「准連続運転」、「バッチ運転」から選択している。

・処理能力、炉数

当該施設の処理能力（t/日）、炉数を表示している。

・余熱利用の状況

「場内温水」、「場外温水」、「場内蒸気」、「場外蒸気」、「発電（場内利用）」、「発電（場外利用）」、「その他」、「無し」から、該当するものを全て選択としている。

・余熱利用量

総余熱利用量は余熱利用（場内温水、場外温水、場内蒸気、場外蒸気、発電（場内利用）、発電（場外利用）、その他）の量の総和を計上している。

余熱利用量及び外部熱供給量は標準ごみ質における仕様値、公称値等（年間値）を表示しており、令和5年度における余熱利用量及び外部熱供給量が把握（データログ又は計算値）出来ている場合は実績値を記入してある。なお、発電利用分は含まない。

・発電能力、総発電量

発電能力、総発電量は余熱利用状況で[発電(場内利用)]又は[発電(場外供給)]を選択した場合に計上している。

・発電効率

発電効率は標準ごみ質における仕様値、公称値等を計上している。なお、ごみ焼却施設における発電効率は、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに発電効率＝発電出力/投入エネルギー（ごみ＋外部燃料）と定義されているが、仕様値等が無い場合は以下に示す式で算出している。

$$\text{発電効率(\%)} = \frac{3600[\text{kJ/kWh}] \times \text{総発電量(kWh/年)}}{1000[\text{kg/t}] \times \text{ごみ焼却量[t/年]} \times \text{ごみ発熱量[kJ/kg]}} \times 100$$

- **灰処理設備の有無**
焼却灰及び飛灰（集じん灰）の安定化処理のための設備の有無であり、「セメント固化」、「薬剤処理」、「溶融処理」、「その他」、「無し」から選択としている。
- **運転管理体制**
「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。
- **施設の改廃**
「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。
- **産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合**
産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。
- **ごみ組成分析結果、単位容積重量、三成分、低位発熱量**
ごみ組成分析結果は、昭和 52 年 11 月 4 日付け環整 9 5 号「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に基づき実施しているごみの種類組成分析結果をもとに、その結果の 1 年間の平均値を計上している。
- **リユース・リペア機能、リユース・リペアする場所の面積**
リユース・リペアとは、搬入されたごみのうち再使用可能なものを、修理後又はそのままの状態に住民等に販売または譲渡する機能をいう。
- **リユース・リペアの対象品目**
当該施設でリユース・リペアを行っている品目について重量もしくは個数を計上している。
- **リユース・リペアの内容**
該当する「修理」、「展示」、「販売」、「譲渡」を表示している。

②粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設とは、粗大ごみを対象に破砕、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設のことをいう。

- **年間処理量**
当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその量を含む）。
- **資源回収量**
粗大ごみ処理施設内に資源ごみの選別施設等が設置されている場合は、回収量を計上している。なお、回収量が把握されている場合は資源化物の区分に「回収量」を、回収量が分からない場合、資源化物の区分に「搬出量」を表示している。
- **処理対象廃棄物**
「粗大ごみ」、「不燃ごみ」、「混合（未分別）ごみ」、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。
- **処理方式**
区分は以下による。
「破砕」：家具等の可燃性粗大ごみを破砕することにより、焼却施設で容易に焼却し得るよう処理する施設
「圧縮」：不燃性粗大ごみを破砕・圧縮する施設
「併用」：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破砕（粉砕）する施設
- **処理能力**
当該施設の処理能力（t/日）を表示している。
- **運転管理体制**
「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。
- **施設の改廃**
「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。
- **産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合**
産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。

- ・ **リユース・リペア機能、リユース・リペアする場所の面積**

リユース・リペアとは、搬入されたごみのうち再使用可能なものを、修理後又はそのままの状態に住民等に販売または譲渡する機能をいう。

- ・ **リユース・リペアの対象品目**

当該施設でリユース・リペアを行っている品目について重量もしくは個数を計上している。

- ・ **リユース・リペアの内容**

該当する「修理」、「展示」、「販売」、「譲渡」を表示している。

③資源化等を行う施設

資源化等を行う施設とは、不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包施設等の施設（前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む）、ごみ堆肥化施設（縦型多段式、横型箱式等原料の移送・攪拌が機械化された堆肥化施設）、ごみ飼料化施設などが該当し、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、保管施設以外の施設をいう。

- ・ **年間処理量、資源回収量、搬出量、在庫量**

当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその量を含む）。

- ・ **施設区分**

「施設区分」は、環境省の廃棄物処理施設整備費国庫補助金（補助金）または循環型社会形成推進交付金（交付金）を活用した施設又はそれに準じた施設を選択している。

なお、それぞれの定義は以下による。

「リサイクルプラザ・リサイクルセンター（補助金）・リサイクルセンター（交付金）」

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進め、また不要品の補修、再生品の展示を通しリユースを進め、3Rの普及啓発等を行うための施設。

「ストックヤード」

分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみやスラグを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設（保管に必要な最小限の設備（圧縮設備、梱包設備等を含む。）

「容器包装リサイクル推進施設」

容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や資源ごみの圧縮設備等の複合的な施設。

- ・ **処理対象廃棄物**

「紙類」、「金属類」、「ガラス類」、「その他資源ごみ」、「ペットボトル」、「プラスチック」、「布類」、「剪定枝」、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「し尿」、「家庭系生ごみ」、「事業系生ごみ」、「汚泥」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。

- ・ **処理内容**

「選別」、「圧縮・梱包」、「ごみ堆肥化」、「ごみ飼料化」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。

- ・ **処理能力**

当該施設の処理内容ごとに処理能力（t/日）を表示している。

- ・ **運転管理体制**

「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

- ・ **施設の改廃**

「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

- ・ **産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合**

産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。

- ・ **リユース・リペア機能、リユース・リペアする場所の面積**

リユース・リペアとは、搬入されたごみのうち再使用可能なものを、修理後又はそのままの状態に住民等に販売または譲渡する機能をいう。

- ・リユース・リペアの対象品目

当該施設でリユース・リペアを行っている品目について重量もしくは個数を計上している。

- ・リユース・リペアの内容

該当する「修理」、「展示」、「販売」、「譲渡」を表示している。

④ごみ燃料化施設

ごみ燃料化施設とは、ごみ固形燃料化施設、メタン化施設（メタン発酵によりメタンガス等を回収する施設）、BDF施設（廃食用油をBDFに生成する施設）等の施設をいう。

- ・年間処理量、燃料保管量、燃料の生産量、燃料の搬出量

当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその量を含む）。

燃料保管量は年度末における燃料の在庫の量を計上している。なお、年度末時点の保管量が不明な場合は燃料の生産量から燃料の搬出量を減じた数値を保管量として計上している。

- ・処理対象廃棄物

「混合（未分別）ごみ」、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「ごみ処理残渣」、「生ごみ（厨芥）」、「廃食用油」、「プラスチック類」、「粗大ごみ」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。

なお、処理残渣とは粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。

- ・施設の種類

「固形燃料化（RDF）」、「BDF化」、「メタン化」、「油化（エタノール燃料化）」、「固形燃料化（RPF）」、「木材チップ化」、「その他」から、該当するものを選択としている。

- ・燃料供給先の確保状況

燃料供給先の確保状況は定常的な供給先として「発電用」、「燃料用」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。

- ・処理能力

当該施設の処理能力（t/日）を表示している。

- ・運転管理体制

「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

- ・施設の改廃

「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

- ・産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合

産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。

- ・分析対象、ごみ組成分析結果、単位容積重量、三成分、低位発熱量

分析対象は「処理対象ごみ」、「固形燃料」から、該当するものを選択としている。

⑤その他の施設（ごみの中間処理施設）

その他の施設（ごみの中間処理施設）とは、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設又はごみ燃料化施設以外の施設であって、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。

- ・年間処理量、燃料保管量、燃料の生産量、燃料の搬出量

当該施設で処理した全量（産業廃棄物を搬入している場合はその量を含む）。

- ・処理対象廃棄物

「混合（未分別）ごみ」、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。

- ・処理内容

「選別」、「圧縮・梱包」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。

- **処理能力**

当該施設の処理能力 (t/日) を表示している。

- **運転管理体制**

「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

- **施設の改廃**

「新設 (建設中)」、「新設 (新規稼働)」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

- **産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合**

産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。

⑥保管施設

保管施設とは、容器包装リサイクル法施行規則第2条の規定に基づくものであり、資源ごみとして回収された紙・プラスチック類、資源化施設等から選別された金属類等を、資源化を目的として一時的に保管する施設をいう。

- **年間保管量**

当該施設の年間保管量を表示している。

- **施設区分**

「施設区分」は、環境省の廃棄物処理施設整備費国庫補助金 (補助金) または循環型社会形成推進交付金 (交付金) を活用した施設又はそれに準じた施設を選択している。

なお、それぞれの定義は以下による。

「ストックヤード」

分別収集された資源ごみ (びん、缶、ペットボトル等)、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみやスラグを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設 (保管に必要な最小限の設備 (圧縮設備、梱包設備等を含む。))

「容器包装リサイクル推進施設」

容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や資源ごみの圧縮設備等の複合的な施設。

- **保管分類数、屋内面積、屋外面積**

面積は、敷地面積でなく、保管を行う上で有効な部分の面積を計上している。

- **運転管理体制**

「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

- **施設の改廃**

「新設 (建設中)」、「新設 (新規稼働)」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

- **産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合**

産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。

⑦最終処分場

- **埋立容量、埋立量、残余容量**

埋立容量には当該施設に埋め立てられた量 (産業廃棄物を搬入している場合はその数量及び覆土を含む) を計上している。

埋立量には当該施設に搬入された量 (産業廃棄物を搬入している場合はその数量を含む、覆土を含まない) を計上している。

- **処理対象廃棄物**

「焼却残渣 (主灰)」、「熔融飛灰」、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「焼却残渣 (飛灰)」、「熔融スラグ」、「破碎ごみ・処理残渣」、「その他」から、該当するものを全て選択としている。なお、主灰の固化物は「焼却残渣 (主灰)」に、飛灰の固化物は「焼却残渣 (飛灰)」に含めている。

- **埋立場所**

 - 「山間」：丘陵、山間の沢に貯留構造物等を設置している場所

 - 「平地」：平坦地で盛り上げや掘削により貯留構造物等を設置している場所

 - 「水面」：湖沼等の一部に不透性の護岸を築造し、貯留構造物等を設置している場所

 - 「海面」：海面の一部に不透性の護岸を築造し、貯留構造物等を設置している場所

- **埋立開始年度、埋立地面積、全体容積、埋立終了年度**

 - 施設の建設中等で未供用の場合は埋立開始年には埋立開始予定年度を、現在供用中（休止中を含む）の場合は埋立終了年には埋立終了予定年度を表示している。

- **遮水の方式**

 - 「原地盤利用」、「底部遮水工」、「鉛直水工」、「覆蓋（屋根）」、「表面遮水工（キャッピング）」、「その他遮水」、「遮水なし」から、該当するものを全て選択としている。

- **浸出水の処理**

 - 「凝集沈殿」、「生物処理（脱窒なし）」、「生物処理」、「砂ろ過」、「消毒」、「他の施設で処理」、「活性炭処理」、「膜処理」、「キレート処理」、「促進酸化処理」、「下水道放流」、「処理なし」から、該当するものを全て選択としている。

- **運転管理体制**

 - 「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

- **処分場の現状**

 - 「埋立前」、「埋立中」、「埋立終了」から選択している。

- **施設の改廃**

 - 「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

- **産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合**

 - 産業廃棄物の搬入の有無、一般廃棄物の割合を表示している。

- **最終処分場の構造、準好気性埋立構造の管理状況、水質管理状況、メタン回収の有無等**

 - 最終処分場の構造は「嫌気性埋立構造」、「準好気性埋立構造」、「その他埋立構造」から選択している。

- **最終処分場の形式**

 - 最終処分場の形式は「従来型（オープン型）」、「覆蓋型（クローズドシステム型）」から選択している。

⑧し尿処理施設

- **年間処理量**

 - 処理対象廃棄物（処理実績を含む）の「有機性廃棄物」とは、家庭生ごみ、家畜・ペットふん尿、飲食店の残飯、魚屋のあら等をいう。また、「その他」とは、他のし尿処理施設から発生した汚泥等のことをいう。但し、コミュニティプラントから発生する汚泥については浄化槽汚泥としている。

- **資源化量**

 - 資源化量とは基本的に資源化物の生産量のことをいう。しかし、資源化物の搬出量や売却量しか分からない場合には、その値を計上している。いずれの値を計上したかは、資源化物量の区分に「生産量」又は「搬出量・売却量」を表示している。

- **脱水汚泥の直接埋立、脱水汚泥の焼却**

 - 脱水汚泥の直接埋立量の有無、有りの場合はその直接埋立量を計上している。

 - 脱水汚泥の焼却の有無、有りの場合は、焼却の有無に「施設内焼却」、「施設外焼却」を表示し、その焼却量を計上している。

・処理方式

汚水処理の区分は以下による。

- 「嫌気」：嫌気性消化・活性汚泥処理方式
- 「好気」：好気性消化・活性汚泥処理方式
- 「好希釈」：好気性処理のうち希釈ばっ気・活性汚泥処理方式
- 「好一段」：好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式
- 「好二段」：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
- 「標脱」：標準脱窒素処理方式（旧低二段）
- 「湿式酸化」：湿式酸化・活性汚泥処理方式
- 「高負荷」：高負荷脱窒素処理方式
- 「膜分離」：膜分離処理方式
- 「焼却」：焼却処理方式
- 「下水投入」：下水投入方式
- 「浄化槽専用」：浄化槽汚泥専用処理方式
- 「一次処理」：一次処理後に下水道に放流
- 「その他」：上記以外

汚泥処理は、「脱水」、「乾燥」、「焼却」、「その他」で区分している。

資源化処理は、「メタン発酵」、「堆肥化」、「補助燃料」、「炭化」、「その他」で区分化している。なお、メタン発酵の場合は、ガス生産量、ガス発熱量、ガス利用方法を表示している。

・運転管理体制、施設の改廃

運転管理体制は、「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

施設の改廃は、「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

⑨コミュニティプラント

コミュニティプラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水と併せて処理する施設のことをいう。

・汚水処理量、処理方式、計画最大汚水量

処理方式の区分は以下による。

- 「接触ばっ気」：接触ばっ気処理方式
- 「回転板接触」：回転板接触処理方式
- 「回分式活性汚泥」：回分式活性汚泥処理方式
- 「長時間ばっ気」：長時間ばっ気処理方式
- 「標準活性汚泥」：標準活性汚泥処理方式
- 「生物学的脱窒素」：生物学的脱窒素処理方式
- 「膜分離」：膜分離処理方式
- 「その他」：上記以外

・運転管理体制、料金徴収、施設の改廃

運転管理体制は、「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

施設の改廃は、「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

⑩リユース・リペア施設

リユース・リペア施設とは、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設とは別に、搬入されたごみのうち再使用可能なものを、修理後又はそのままの状態に住民等に販売または譲渡する機能を有する施設を言う。廃棄物関連施設とは別に、地方公共団体の所有する施設に同様の機能が付随している場合もこれに該当する。

- ・年間処理量、設置場所、面積

設置場所の区分は以下による。

「廃棄物処理施設内」

「廃棄物処理施設以外の公共施設」

「廃棄物処理施設に隣接した独立棟（プレハブ造等含む）」

「その他」：上記以外

- ・リユース・リペアの対象品目

当該施設でリユース・リペアを行っている品目について重量もしくは個数を計上している。

- ・リユース・リペアの内容

該当する「修理」、「展示」、「販売」、「譲渡」を表示している。

- ・運転管理体制、施設の改廃

運転管理体制は、「直営」、「委託」、「一部委託」から選択している。

施設の改廃は、「新設（建設中）」、「新設（新規稼働）」、「能力変更」、「休止」、「廃止」、「移管」から選択している。

災害廃棄物処理に係る事項について

災害廃棄物処理に係るごみ処理状況、経費・人員・機材等の状況について、各都道府県・市区町村・一部事務組合毎に集計したものである。災害廃棄物とは、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理を行ったものをいう。

1. ごみ処理の概要

- 災害廃棄物総排出量（t）

災害廃棄物総排出量＝災害廃棄物搬入量

- 1人1日当たりのごみ排出量（g人/日）

1人1日当たりのごみ排出量＝災害廃棄物総排出量／総人口／366

2. ごみ搬入量及びごみ処理の状況

- ごみ搬入量

ごみ種毎（収集区分）の搬入量を集計している。

ここでいう収集区分は、次のものをいう。（以下、同様）

木くず、金属くず、コンクリートがら、その他がれき類、石綿含有廃棄物等、PCB廃棄物、その他有害物、危険物、混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、家電4品目、パソコン、自動車、FRP船、鋼船、その他船舶、畳、漁網、タイヤ、その他家電、消火器、ガスボンベ、土石類、津波堆積物、その他、冷凍・冷蔵庫保管物、（海洋投入）、石膏ボード、漂着ごみ、除染廃棄物

- 災害廃棄物処理量（t）

災害廃棄物処理量＝災害廃棄物搬入量

- 処理量合計（t）

処理量合計＝直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量+海洋投入量

- 焼却処理量（t）

焼却処理量合計＝直接焼却量+焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量

- 最終処分量（t）

最終処分量＝直接最終処分量(海洋投入含む)+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量

3. ごみ資源化量の内訳

- 資源化量（t）

資源化量＝直接資源化量+中間処理後再生利用量

それぞれの量について、資源化物・資源回収物別内訳を収集区分別に示している。

4. ごみ資源化施設の内訳

焼却施設処理に伴う資源化、粗大ごみ処理施設処理に伴う資源化、ごみ堆肥化施設処理に伴う資源化、ごみ飼料化施設処理に伴う資源化、メタン化施設処理に伴う資源化、ごみ燃料化施設処理に伴う資源化、その他の資源化等を行う施設処理に伴う資源化毎に、資源化物・資源回収物別内訳を集計している。

それぞれの量について、資源化物・資源回収物別内訳を収集区分別、施設区分別に示している。

【経費】

1. 廃棄物処理事業経費

令和 5 年度の決算額又は決算見込み額（ただし、起債償還額に係るものは除外）で示している。単位は千円である。

経費については、市町村の地理的要因等による被災状況の違い、処理方法により設備コストが異なるため処理途中のデータを使用して「トン当たりの処理経費」を比較することは困難である。

●歳入

令和 5 年度の決算額又は決算見込み額であり、特定財源とは、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、使用料及び手数料等である。市町村分担金とは、廃棄物処理に関して構成市区町村が当該の事務組合に支払われた負担金をいい、市区町村の歳出として再計上されているため、小計には計上していない。

●歳出

主な歳出経費は次のとおりである。なお、ごみ、し尿の処理に直接係わらない管理部門の経費は職員数等によってごみ、し尿に按分している。

- ①建設・改良費は、一般廃棄物処理施設の整備（修繕費は含まず、災害復旧費は含む）に係る経費（工事雑費、事務費を含む）をいう。
- ②工事費のうちのその他とは、中継施設、清掃事務所の整備に係る経費をいう。
- ③調査費とは、建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費をいう。
- ④組合分担金とは、廃棄物処理に関して構成市区町村が当該の事務組合に支払う負担金をいう。この分については、事務組合の欄でそれぞれの費目として再計上されているので重複している。従って、純然たる廃棄物処理経費合計を把握する場合には、この分を控除する必要があるため、小計には計上していない。
- ⑤人件費とは、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償費など職員に係る経費をいう。人件費の内訳については、【人員・機材等】における一般職、技能職（収集運搬、中間処理、最終処分別の廃棄物処理従事職員毎の人件費である）。
- ⑥収集運搬費とは、人件費を除く収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る経費をいう。粗大ごみ収集、年末年始対策費等も含む。
- ⑦中間処理費とは、人件費を除く処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の中間処理に係る経費をいう。
- ⑧最終処分費とは、人件費を除く埋立地の維持管理費など最終処分に係る経費をいう。
- ⑨車輛等購入費とは、収集運搬、最終処分に係る収集運搬車輛等の購入経費をいう。
- ⑩委託費とは、施設運転の委託、収集運搬の委託など廃棄物処理に関して市区町村間、市区町村とその市区町村が構成員になっていない事務組合、または、業者間において委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- ⑪処理及び維持管理費のうちのその他とは、廃棄物に関する調査研究費（建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く）をいう。
- ⑫その他とは第三セクターへの拠出金等、他の項目に属さない経費をいう。

【人員・機材等】

1. 廃棄物処理事業従事職員

●災害廃棄物処理従事職員

市区町村及び事務組合の職員（委託業者は除く）で廃棄物処理行政に従事している令和 5 年度末現在の職員数で、一般職を事務系と技術系に、また、技能職を収集運搬、中間処理、最終処分、その他の職種に分けて表示している。

技能職の同一職員が複数の職種を兼務している場合は、各部門別の処理及び維持管理費の歳出割合で職員数を按分している。

なお、災害廃棄物処理に係り新規に雇用した職員数を調査対象とし、災害廃棄物処理業務を兼務で行っている職員数は除いている。